

周防大島町告示第75号

令和5年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年6月2日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

小田 貞利君

久保 雅己君

荒川 政義君

○6月21日に応招した議員

○6月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和5年6月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和4年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 同意第1号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第2号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第3号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第4号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第5号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第6号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第7号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第8号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第9号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第10号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第11号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第12号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第13号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第14号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第2号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第3号 周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第25 議案第4号 周防大島町税条例の一部改正について

日程第26 議案第5号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告並びに提案理由の説明

日程第5 報告第1号 令和4年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

日程第6 報告第2号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

日程第7 報告第3号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について

日程第8 同意第1号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第9 同意第2号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10 同意第3号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 同意第4号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12 同意第5号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第13 同意第6号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第14 同意第7号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15 同意第8号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第16 同意第9号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第17 同意第10号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第18 同意第11号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第19 同意第12号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第20 同意第13号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第21 同意第14号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第22 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第2号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第3号 周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第25 議案第4号 周防大島町税条例の一部改正について

日程第26 議案第5号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について

出席議員（13名）

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
12番 小田 貞利君	13番 久保 雅己君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 中元 辰也君	産業建設環境部長 ……… 瀬川 洋介君
健康福祉部長 ……… 重富 孝雄君	上下水道部長 …………… 山本 正和君
統括総合支所長 ……… 岡本 義雄君	
会計管理者兼会計課長 ……………	江本 達志君
教育次長 …………… 木谷 学君	病院事業局総務部長 …… 山中 茂雄君
総務課長 …………… 梅木 義弘君	財務課長 …………… 岡原 伸二君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和5年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、田中豊文議員、9番、新田健介議員を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月2日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの15日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年3月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月・4月・5月実施分）と定期監査（3月・4月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、受理したものはございませんでした。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。去る令和5年5月19日、柳井地区広域市町議会議長会定期総会が開催され、令和4年度の事業報告及び収支決算並びに令和5年度の予算案を審議し、全ての議案は全会一致で可決されました。

なお、令和5年7月19日には議員研修会が予定されております。後日、事務局から御案内をさせますので、全議員の御参加をよろしくお願いいたします。

また、山口県町議会議長会の関係におきましても、令和5年7月25日には1期議員研修会が、令和5年8月22日には広報研修会が予定されておりますので、関係する議員全員の御参加をお願いいたします。

次に、全国の関係についてを御報告いたします。

令和5年5月11日、令和になってはじめて赤坂御苑で5年ぶりに開催された春の園遊会へ出席をさせていただきました。限られた時間の中ではございましたが、天皇皇后両陛下をはじめ、皇族方と和やかなひとときを過ごすことができ、長い議員生活も報われ、万感の思いでありました。これを励みに今後もより一層精進してまいる所存でございます。

続いて、令和5年5月23日には、全国の町村議会から、議長、副議長、事務局職員、総勢1,800人が東京国際フォーラムに集まり、全国町村議会議長・副議長研修会が開催されました。研修会において、大正大学社会共生学部教授江藤俊昭氏による政治の劣化とその脱却の方途を考えると「町村議会の課題と今後の展望について」を。続いて、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事若宮正子氏からは、IT先進国の実情やヨーロッパ諸国の取組など、「住民のためデジタル活用法」を。さらに、株式会社朝日新聞コンテンツ編成本部次長三島あずさ氏からは、ジェンダーの問題やハラスメントの実態について「地方議会とハラスメント」と題した講演を拝聴いたしました。

また、翌週の令和5年5月30日から令和5年5月31日にかけて、町村議会の制度・運営に関する検討委員会、全国町村議会議長会理事会、共済会理事会、互助会理事会、中国地区町村議会議長会会長・事務局長会議、都道府県会長会、共済会代議員会並びに互助会代議員会へ出席をいたしました。

制度・運営検討委員会では、町村議会議員の請負の状況の公表に関する条例等の報告がありまして、本件につきましては、今定例会の最終日、議員発議として条例の制定議案を上程する予定でありますので、よろしく願いをいたします。

都道府県会長会におきましては、北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明のほか、9件の報告を受け、令和4年度の事業報告並びに収支決算について審議をし、全ての議案を可決いたしました。

最後に、町人会の関係についてですが、現在のところ、各会の活動は未定でございますので、新たな情報が入りましたら議員の皆様へお知らせすることといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、5件の行政報告を申し上げます。

1件目は、米軍岩国基地関連について2点御報告をいたします。

1点目は、岩国基地周辺における令和4年度の航空機騒音の状況等について御報告いたします。山口県基地関係県市町連絡協議会において、令和4年度の騒音の検証が整理され、令和5年5月2日に公表されたところでございます。

はじめに、月別のW値の推移を申し上げますと、令和4年度は令和4年4月から令和4年5月の値が高く、令和4年5月末に空母艦載機が岩国を離れて以降も、令和4年6月から令和4年7月は高い水準となりました。令和4年8月以降は低くなりましたが、艦載機が帰還した令和4年12月以降は再び高い値を記録しており、特に令和5年2月は、令和4年4月、令和4年5月の値を上回る水準となりました。その要因といたしましては、令和4年4月から令和4年5月は、FCLP、こちらは空母艦載機離着陸訓練、前後の訓練等の影響によりW値が高くなっております。なお、令和4年6月から令和4年7月は、米空軍F-35AやF-22が岩国基地に飛来・滞在し、訓練を実施した影響により、例年に比べ高い水準となっております。また、空母艦載機が帰還した令和4年12月以降はW値が高く、特に令和5年2月は訓練の活発化等の影響により、月別最高値を示した地点が多くありました。

次に、過去の測定値等との比較で申し上げますと、前年度（令和3年度）と比べまして、29地点中25地点でW値が減少し、平成30年度以降、連続して増加したのは1地点で、飛行ルート近辺の基地の北東側、北西側で増加しております。また、平成30年度以降において、20地点で最大値を記録しております。

移駐開始前5年平均との比較では、約9割の測定地点——こちらは22地点中20地点でございますが、こちらでW値が増加し、基地北西側、基地近辺の西側、飛行ルート近辺の北東側で増加し、沖合移設前5年平均との比較では、9地点中5地点でW値が減少しているとの検証結果でございます。

次に、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策につきましては、この検証結果を踏まえ、国に対し、特別要望や県市町連絡協議会要望等を行い、引き続き、移駐後の状況把握に努めるとともに、国や米側において要望した取組が進められるよう、県、関係市町と連携し、働きかけてまいりたいと考えております。

2点目は、令和元年7月から山口県が実施しております住宅環境改善支援事業の令和4年度分の申請等の状況について御報告いたします。

本事業につきましては、当初は対象区域が一部地域に限定されておりましたが、令和4年度より町全域に拡大され、本町からの申請件数は769件で対前年度618件の増、こちらは509.3%の増、交付申請額は6,466万4,000円で対前年度5,001万円の増、こちらは

441.3%の増となりまして、多くの町民の皆様にご利用されております。

なお、岩国市と和木町を合わせた県全体の令和5年3月31日現在での申請件数は1,404件こちらは対前年度比605.2%の増であります。こちらの交付申請額は1億2,532万6,000円、こちらは対前年度比579.5%という状況でございます。

本年度においても継続実施されておりました、令和5年4月の文書配付時にチラシを全戸配布し周知を図ったところであり、各総合支所において、令和6年1月31日まで随時申請を受け付けているところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げましたが、今後も継続して議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

続きまして、2件目は、新型コロナウイルス感染症関連について御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられ、感染対策は国が一律に求めることはなくなりまして、個人や事業者が自主的に取り組むものとされました。

また、専決処分の承認をいただきました新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和5年5月8日から初回接種を終了し、前回の接種より3か月以上経過した65歳以上の高齢者の方、基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に春接種を開始しているところでございます。現在、令和5年5月末で1,827人の方が接種されておまして、令和5年8月末の接種完了を目指しているところでございます。秋開始接種につきましては、初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象に令和5年9月以降接種開始を予定しておりますので、御報告をさせていただきます。

続きまして、3件目でございます。3件目は、町営渡船久賀～前島航路の乗船拒否に対する慰謝料請求訴訟の判決確定について御報告をいたします。

令和4年9月定例会におきまして、岡山市在住の中島真也氏が本町を相手として令和4年7月14日に久賀～前島航路の乗船拒否に対する35万円の慰謝料請求訴訟を岡山簡易裁判所に訴訟提起した件について御報告いたしましたが、令和5年3月20日に判決があり、原告の中島氏と被告の本町が共に控訴しなかったため、令和5年4月12日に判決が確定いたしました。

判決の内容は、被告は原告に対し、金1万円及びこれに対する令和3年7月4日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え、原告その余の請求を棄却する、そして訴訟費用はこれを35分し、その1を被告の、その余を原告の各負担とするというものでございました。

原告の乗船を認めなかった行為は、原告の法的に保護された利益を侵害したものと認められ、この侵害に対する慰謝料としては1万円をもって相当な額として認められたものです。

判決確定に伴い、原告に対し、令和5年4月28日に1万円及び遅延損害金546円と訴訟費

用114円の計1万660円を支払いたしました。

乗船拒否につきましては、令和2年4月15日から新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の観点から、スナメリを目的とした観光での乗船をしばらくの間休止しておりましたが、高齢者の多い島民からは、新型コロナウイルス感染症への不安の声が強くなり、町外からの利用に難色を示していたため、観光を目的としたとんぼ返りでの乗船に対しましては船員がお断りすることがございました。

今後、このような事態を繰り返すことがないよう船員には指導徹底をしており、再発防止に努め、細心の注意を払い、離島航路の運航業務に取り組んでいるところでございます。

続きまして、4件目の周防大島町国民保護計画の改訂について御報告をいたします。

周防大島町国民保護計画は、外部からの武力攻撃やテロなど、あらゆる危機事象から住民の生命及び財産を保護し、住民を安全に避難させるための対応について定めており、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定により、山口県が平成17年度に作成した山口県国民保護計画に基づき、平成18年度に作成いたしました。

その後、政府の国民の保護に関する基本指針や山口県国民保護計画の見直しが行われたことや本町機構改革による組織改編などを受け、周防大島町国民保護計画につきましても、県の計画との整合性を図るとともに、組織実態に即した計画とするための変更が必要となったことから、令和5年1月26日から令和5年2月24日にかけてパブリックコメントの募集をし、令和5年3月8日付で周防大島町国民保護協議会委員各位への意見聴取を行い、そして、県との協議を経まして、本年3月29日に県知事の承認を受けたところでございます。

周防大島町議会に対しましては、去る令和5年5月2日付で周防大島町国民保護計画の変更について御報告をさせていただき、周防大島町国民保護計画改訂版、こちらを議員各位にも配付させていただきましたので、御高覧いただきますようお願いいたします。

5件目は、令和4年度周防大島町各会計決算見込みについて御報告をいたします。

令和4年度の一般会計及び企業会計の病院事業特別会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。

いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は8億3,700万円の黒字が見込まれる状況にあります。また、特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。これは、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

現在は、決算書の調整作業を進めており、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、令和5年9月定例会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじ

めとする財政健全化判断比率を御報告させていただき予定としております。

以上、行政報告を5件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件3件、選任同意に関するもの14件、補正予算に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの3件の合わせて22件であります。

報告第1号は、令和4年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、令和4年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第3号は、令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

同意第1号から第14号までは、周防大島町農業委員会の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案第1号は、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）であります。既定の予算に2億5,698万5,000円を追加し、予算の総額を150億6,697万4,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。資本的収入及び支出を補正するものであります。

議案第3号は、周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止について、当施設は、築後30年以上が経過していることによる施設の老朽化や人口減なども影響し、利用者が減少しております。このため、管理運営形態を見直し、民間事業者等への貸付けが可能となるよう、本条例を廃止するものであります。

議案第4号は、周防大島町税条例の一部改正について、地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第5号は、周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について、令和5年3月末で休校から廃校となりました情島小中学校にかかる規定を削るものであります。

以上、議案等の概要について御説明申し上げますが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いをいたします。

なお、地方自治法の規定により、町が出資しております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として総会の資料をお手元に配付しておりますので、御高覧賜りますようお願いを申し上げます、行政報告及び議案説明を終えさせていただきます。

できます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号令和4年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから日程第7、報告第3号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号令和4年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決をいただきました令和4年度繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額6億5,739万6,000円に対し、6億5,254万4,000円を繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源内訳につきましては、3ページと4ページの令和4年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しておりますので、御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

次に、報告第2号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

渡船事業特別会計も一般会計と同様に歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越事業につきましては、3ページの令和4年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越計算書に記載しております情島航路運航経費で、繰越限度額1,624万2,000円に対し、同額の1,624万2,000円を繰り越しており、その財源内訳は、地方債1,620万円、一般財源4万2,000円でございます。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 報告第3号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算繰越計算書は、地方公営企業法第26条第1項

の規定に基づき令和4年度予算に定めた建設改良費に要する経費の一部を翌年度に繰り越したものと及び同法第26条第2項の規定に基づき営業費用に要する経費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

まず、上段の表にお示した建設改良費に係る繰越した事業は、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道施設機能保全事業で、その繰越額は合計欄に記載のとおり6億8,748万1,000円で、財源内訳は表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

次に、下段の表にお示した営業費用にかかる繰越した事業は、公共下水道施設機能保全基本計画策定事業で1,482万5,000円を繰り越し、その財源内訳は表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第8. 同意第1号

日程第9. 同意第2号

日程第10. 同意第3号

日程第11. 同意第4号

日程第12. 同意第5号

日程第13. 同意第6号

日程第14. 同意第7号

日程第15. 同意第8号

日程第16. 同意第9号

日程第17. 同意第10号

日程第18. 同意第11号

日程第19. 同意第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、同意第1号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから日程第19、同意第12号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまでの12議案を一括上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号から第12号の周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明をいたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日より農業委員の選出方法が選挙から議会の同意を要件とする町長の任命制に変更され、現在の農業委員は令和5年7月

19日をもって任期満了となります。このため、令和4年12月号の町広報紙や町公式ホームページ等の掲載により周知をし、農業委員の募集を行いました。そして、応募のあった14名の候補者について、令和5年3月29日に周防大島町農業委員会候補者評価委員会を開催して評価を行い、同委員会から農業委員として適任との意見を付して答申をされたところであります。

つきましては、以上のような農業委員の選任手続を踏まえ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会において候補者の同意を求めるものであり、令和5年7月19日をもって現委員14名は任期満了となることから、同年7月20日から3年間を任期とする農業委員各候補者を議案書のとおり提案するものであります。

候補者の方々は、人格、識見ともに高く、特に認定農業者や農業従事者として長年の経験を有するとともに、各地域でのそれぞれの立場で御活躍いただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししてあるとおりでございます。周防大島町農業委員候補者評価委員会の答申を尊重し、12名の方々を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、これより起立による採決を行います。

同意第1号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、沖貴美枝氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、沖貴美枝氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第2号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、藤元敬介氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、藤元敬介氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第3号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、東谷邦夫氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、東谷邦夫氏の選任について同意すること

に決定しました。

次に、同意第4号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、宮本平氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、宮本平氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第5号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、沖村和哉氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、沖村和哉氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第6号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、大内清香氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、大内清香氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第7号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、岡村淳史氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、岡村淳史氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第8号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、廣岡隆義氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、廣岡隆義氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第9号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、角井雅之氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、角井雅之氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第10号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、袴

田光夫氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、袴田光夫氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第11号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、小柳貴史氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、小柳貴史氏の選任について同意することに決定しました。

次に、同意第12号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、大谷正樹氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、大谷正樹氏の選任について同意することに決定しました。

日程第20. 同意第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、同意第13号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法117条の規定により、田中議員の退場を求めます。

〔8番 田中 豊文君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第13号の周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明をいたします。

先ほど補足説明をいたしました農業委員の選任手続を踏まえ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会において候補者の同意を求めるものであり、令和5年7月20日から3年間を任期とする農業委員各候補者を議案書のとおり提案をするものであります。

候補者の田中豊文氏は、人格、識見ともに高く、現在、周防大島町議会議員及び行政書士の立場で御活躍いただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししてあるとおりでございます。

周防大島町農業委員候補者評価委員会の答申を尊重し、田中豊文氏を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

同意第13号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、田中豊文氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、田中豊文氏の選任について同意することに決定しました。

田中議員の入場を許します。

〔8番 田中 豊文君 入場〕

日程第21、同意第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、同意第14号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡崎議員の退場を求めます。

〔6番 岡崎 裕一君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第14号の周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明をいたします。

先ほど補足説明をいたしました農業委員の選任手続を踏まえ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会において候補者の同意を求めるものであり、令和5年7月20日から3年間を任期とする農業委員各候補者を議案書のとおり提案するものであります。

候補者の岡崎裕一氏は、人格、識見ともに高く、現在、周防大島町議会議員及び山口県農協青壮年部で御活躍いただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししてあるとおりでございます。

周防大島町農業委員候補者評価委員会の答申を尊重し、岡崎裕一氏を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。

同意第14号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、岡崎裕一氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、岡崎裕一氏の選任について同意することに決定しました。

岡崎議員の入場を許します。

〔6番 岡崎 裕一君 入場〕

日程第22. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

今回の補正は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯や事業者等を支援するための国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施する事業の補正が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2億5,698万5,000円を追加し、予算の総額を150億6,697万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,574万6,000円を計上し、各事業に充当いたしております。

2目民生費国庫補助金は、生活保護システム改修等に対する補助金として、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金85万2,000円、社会保障・税番号システム整備費補助金73万9,000円の計上でございます。

7目教育費国庫補助金は、地域に出向いて開催するスマートフォン教室経費に対する情報通信

技術講習事業費補助金141万1,000円の計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を8,823万7,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費8目電子計算費の電算システム管理事業費は、今後の職員採用予定に伴い不足が見込まれる職員用ノートパソコンの購入費156万1,000円の計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきまして、低所得世帯等価格高騰重点支援給付金事業（新型コロナウイルス対策）は、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円の給付金を支給するための経費として1億2,405万9,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

介護保育等物価高騰対策支援金給付事業（新型コロナウイルス対策）は、物価高騰の影響を受けている町内の介護事業者、障害福祉サービス等事業者及び私立保育事業者に対し、昨年度に続き支援金を給付しようとするもので、3,369万円を計上いたしております。

3項生活保護費1目生活保護総務費の生活保護総務一般経費は、生活保護システム保守管理業務として422万6,000円の計上でございます。

主な改修内容といたしましては、生活保護医療扶助オンライン資格確認事務の仕様内容変更に伴う機能増加のほか、生活保護費の基準改定や被保護者調査の調査項目追加等に対応するための改修でございます。

12ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の農業経営支援金事業（新型コロナウイルス対策）は、肥料や生産資材費の高騰等の影響により生産コストが増加している農業者に対し、昨年度に続き支援金を給付するための経費として794万5,000円の計上でございます。支援額につきましては、耕作面積に応じて、田は10アールあたり500円、畑は10アールあたり1,000円、施設花きは1アールあたり250円とし、事業実施にあたっては、山口県農業協同組合周防大島統括本部支所に委託する予定でございます。

4目畜産業費の畜産経営支援金事業（新型コロナウイルス対策）につきましても、家畜の飼料価格の高騰などにより生産コストが増加している畜産農家に対し、昨年度に続き支援金を給付するための経費として73万1,000円を計上いたしております。支援額につきましては、養牛は1頭あたり5,000円、養鶏は1羽あたり100円でございます。

3項水産業費2目水産業振興費の漁業燃油価格高騰対策支援事業（新型コロナウイルス対策）は、原油価格の高騰等により経済的影響の大きい漁業者の負担軽減を図るため、漁業用燃油の購入費の一部を昨年度に続き支援するための経費として2,962万1,000円の計上でございます。対象者は、町内に住所を有する漁業協同組合員とし、町内で漁業用燃油を給油する場合、1リットルにつき20円差し引いた額で購入ができ、差し引いた額については給油業者へ支援金として支払うこととしております。また、今回は漁船にガソリン燃料を使用する漁業者も対象とし、1人あたり1万円の支援金を給付することとしております。

13ページをお願いいたします。

6款1項商工費2目商工業振興費につきまして、中小企業従業員住宅管理経費は、沖家室団地の空家が確定したことにより、浄化槽利用休止に伴う浄化槽汚泥引抜清掃業務の委託料27万2,000円の計上でございます。

中小企業等支援事業（新型コロナウイルス対策）は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けている町内の中小企業等の負担軽減と経営継続を支援するための支援金を給付する経費として5,124万7,000円の計上でございます。支援額につきましては、中小企業の法人は1事業者あたり5万円を、個人事業主は1事業者あたり3万円でございます。

3目観光費、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費は、下水道接続に伴う浄化槽汚泥引抜運搬業務を実施してはりましたが、浄化槽の底に大量の砂がたまっており、砂の除去及び処分にかかる経費が追加で必要となったため、116万2,000円の追加計上でございます。

9款教育費2項小学校費2目教育振興費につきまして、沖浦小学校教育振興経費は、本年4月に入学した車椅子利用児童が校外学習等で移動する際の車両について、児童の安全面を考慮し、当初計画していたスクールバス利用ではなく、車椅子対応のリフト付バスを利用したいため、このバスの借上料22万円の計上でございます。

島中小学校教育振興経費は、久賀・橘地区合同学習で利用する移動用のバス借上料16万3,000円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費の生涯学習講座事業は、デジタル関連の知識や技術を習得することを目的として、スマートフォン教室を専用の車両で地域に出向いて開催する委託料として141万2,000円の計上でございます。

4目文化財保護費の服部屋敷・収蔵庫管理運営経費は、漏水している東和収蔵庫前の屋外消火栓の改修工事費67万6,000円の計上でございます。

以上が、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。新型コロナウイルス対策の物価高騰の対策の事業者への給付金について御質問をさせていただきたいと思っております。

これまでも何度かこういった事業があったかと思っております。振り返りますと、例えば令和2年当時は、もう新型コロナウイルス感染症が最盛期というか、一番ひどいときで、営業を自粛しなければならなかったり、一般の方々も外出自粛など、経済がストップしているというような時のものだったように振り返りました。そのときは、ここを何とかしのいでほしいという意味での、まさに持続するための給付金だったというふうに私自身は振り返っております。

現在は、物価高騰の影響を受けているということで、農林・農畜水産事業者や商工事業者の方々に支援するという趣旨だと思うんですけども、物価高騰は新型コロナウイルス感染症と違いまして、終わるめどが、なかなかないというものと私自身感じております。この1回で一体何をしのごうということなのかなとちょっと疑問があるところがございます。そもそも物価全体が上がっているのにもかかわらず、賃金や末端の商品の価格やサービスの価格上げられていないということがそもそもの課題なのではないかというふうに感じております。それについて、今回の支援の趣旨を確認したく、3点質問いたします。

業種によって様々な基準を細かく決めておられますが、これが経営の実態に合うのかどうかというところをお伺いしたいと思っております。事業を行っていて、売上げの減少や経費の増加を確認して、商工事業者のような一律基準での交付というものが私としては公平公正なのではないかと感じております。よその自治体の中には、売上げの減少や経費が以前に比べてかなり上がっているという確認をされたり、一次産業の従事者でありましたら、例えば年間売上げが50万円以上ある方など、つまりは事業として行っているのかを確認して出しているところもございました。

こういった農業者、漁業者、これに疑問に思ったきっかけというのも、私も漁業協同組合の組合に入っております、今は船は手放しておりますけれども、全然事業をやっていないというか、収益に現在つながっていないような状況で対象になってしまうということもあったなと自分自身を振り返っての質問なんです、農業者、漁業者の判断基準について教えてください。これが1点です。

もう1点は、農業者、畜産業者、水産業者、商工業者でそれぞれ基準が違うので、最大で幾ら給付されるかということがちょっと見えにくいというのがございまして、それぞれ最大幾らに

なる可能性があるかというものが試算されているようであれば教えていただきたいと思います。

また、商工事業、農畜水産事業など、周防大島町には様々な事業を複数組み合わせで行っている方々もたくさんいらっしゃいます。そういった事業の形を取られている方々については、それぞれの項目で重複しての給付が可能となるのか、以上を教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の中にもありました、今回、昨年度と同様の支援をする理由といいますのは、もう既に脱コロナという状態、あるいはウィズコロナという状態であると思っております。新型コロナウイルス感染症で打撃を受けた各産業の復活に向けて、もう一押し、後押しをしようというのが全体的な方針の趣旨であります。昨年度と同様のものをするによって、今現在、景気は回復しつつあるというところで、町内の産業も従前の状態にいち早く戻っていただきたいということから支援を決定した次第です。

漁業者、農業者の支援範囲の判断については、御説明のあったとおり一律に給付を、特に農業者に対しては、自分が所有している田や畑の面積に応じて一律にということになっております。漁業者の燃油1リットル20円という支援につきましては、前回、これを実施したときも趣旨の説明で申し上げたんですが、漁業を復活していただきたい。私ら漁業にかかわっている部局としては、漁業がかなり打撃を受けているという認識のもとに支援を決定した次第です。漁業者に一律とかいうのではなくて、漁業に励んでいただきたいということで、使用燃料について1リットル20円ということを決けたわけです。今回も引き続き、先ほど言いました趣旨にのっとり実施をしようということで決定をいたしました。

農業者、漁業者、商工業者について、多分、今の御質問の趣旨は、例えば漁業と商工業を両方やられている方は両方もらえるのかというような御趣旨だとは思いますが、今回はかぶりを省くことにしております。中小企業法に定める商工業者のうち、兼業として漁業や農業、林業、その他を経営している方は、農業、漁業、畜産業での支援を受けてください。完全な商工業者のみで実施されている方に支援を一律にすることにしております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございました。復活に向けてということで、事業の趣旨は理解いたしました。

1点、私がお伺いしたかった部分、農業者、漁業者が業としてそれを営んでいるという、田畑を持っていても、例えば、今、実際にそちらに作付をされていないですとか、そういった判断をどのようにするかというところを再度お伺いしたいというところが1点と、かぶりを省いてどちらかに該当するような形でお一人あたりというか、1事業者あたり支援するということは理解い

たしました。ただ、例えばなんですけれども、複数の事業を行っている方で、漁業者であっても船を用いずに事業を行っていて、そういったものを自ら販売して事業を行っているというような方の場合に、漁業として船をガソリンや軽油などを使って事業はしていないけれども、実際に自分でそれを販売しているという方については、今の御説明だと、なかなか対象にならないというふうに聞き取れてしまったんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の農業者が実際に田畑を持っていてもなりわいとして出荷等をしていない場合はどうかという御趣旨だと思います。現在の予算計上の根拠は、耕作証明によって抽出して予算計上しております。基本的に耕作証明があるということは耕作をしていらっしゃるという判断のもと、予算計上しております。

それと、これはJAの組合員であってもなくても、当然、支援はしていくことにしております。JAの組合員であれば出荷等はしっかり把握できます。JAの組合員でない場合には、申請の際に出荷証明であるとか、納品書であるとか、そういったものの写しを添付していただいて、出荷をしているということを証明していただいたうえで支援金をお支払いする予定であります。

あとは（発言する者あり）すいません。この支援を各産業について考えたときに、そういうリスクはいろいろ出てこようと思っております。ホームページや広報等で周知するときに、なるべくきめ細かく御説明をして周知を図りたいと思っておりますが、今、まさに白鳥議員のおっしゃったようなレアケースと言っていいかどうかあれですが、それは個別に御相談いただけるような体制は取りたいと思っております。今、例としてあげていただいた体制以外にも、これからそういうケースが出てくる可能性はあると思っておりますので、広く産業を振興していただいている皆さんにきちんと支援が行き渡るよう、そういったレアなケースについては個々に御相談いただけたらなというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。実際に支援をして、次に伸びる事業者がこのサポートから漏れないように、そのようにきめ細やかな相談体制も考えていただいているということで安心いたしました。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時39分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はございませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。先ほどのお話なんですけれど、農業も依然苦しい状態です。正直いろんなものが高騰しまして、非常に苦しい状態が続いております。

商工業のことなんですけれど、商工業も今、アフターコロナ、ウィズコロナでずっと売上げは恐らく結構上がっていると思うんですけれど、それと一緒に販売管理費が資材の高騰により上がっております。今回、法人に5万円、個人に3万円、これは非常にありがたいことで、町の姿勢というか、町の後押し、これは非常に感謝しております。ありがとうございます。

ただ、商工業の補助に関して大体何社ぐらいをめどに考えておられるかというのをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の件数ということですが、件数がいわゆるこの予算額の算出根拠となります。法人が約260件、それから個人事業主1,220件を想定した予算計上となっております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 例えば、これが想定よりちょっと増えまして予算オーバーしてしまいそうなきときというのは、この補助というのはそこでストップという性格のものなのかどうかをお聞かせいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） そうならないように余裕を持った計上にはしております。

ただ、やみくもに余裕は持っておりません。ただ、支援の仕方が漁業者への1リットル20円とは違って、漁業者の支援はもう予算限りとしないと、もう終わりがなくなってしまうので、漁業者の燃油支援については予算限りとしております。万が一、今、岡崎議員の指摘のあったような商工業者において行き届かない、足りないという事態は、これは不公平感という意味からも避けなければなりませんので、万が一の場合には新たな補正等も考える必要はあろうかと思いますが、それをしなくても済むような件数で計上をしているつもりでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。これ、焦らなくていいということで理解させていただきました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 14ページの生涯学習講座事業のデジタル活用支援業務の関係でございます。デジタルを進めていくということで、これは当然どんどんやっていけばいいんだと思うんですが、先ほど中元総務部長からスマートフォン教室を自動車でという説明があったと思うんですが、もう少し回数とか、事業者の名前は出してええのかとかよく分かりませんが、そこ

ら辺りをもう少し詳しく、1回あたりの金額とか分かれば、差し支えなければ教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 今考えているのは、令和5年9月頃から令和5年12月頃までにかけて週2回程度、1日4回の講座ができればというふうに考えております。1回あたり3人程度なのですが、総講座数が一応112講座というふうに考えております。

なお、業務委託については、電子通信事業者、俗に言う携帯電話会社をお願いする予定です。車両を持っていますという業者をお願いしようと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。ということは、生涯学習ですから、町の施設を使ってやるという解釈でよろしいでしょうか。それと、何社に委託するのかちょっとよく分かりませんが、私のイメージでは、いろんな施設へ車で来て何人かで対応するという感覚であったんですが、そうではなくて、そういった行政施設を使って、そこでの説明ということでもよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 開催場所につきましては、総合支所とか、出張所とか、そういうような公の機関の駐車場を考えています。駐車場というのは、施設の建物の中で開催するのではなくて、通信事業者が車両を持っておりまして、その車両の中で1回3人ほどできるというふうな構造になっておりますので、それを活用して開催したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 個別にちょっと1件だけ、13ページに、ながうらの浄化槽汚泥引抜消毒等業務委託料というのが計上されていますけれど、これは指定管理の範疇には含まれないという扱いなのか。なぜこれは経常的経費、浄化槽の管理ですので、もう当然、当初予算に組まれているはずの経費だと思うんですが、それがなぜ今上がってくるのか。その辺の御説明をお願いします。

それと支援事業、各種あります。これについて、まず、その趣旨として、御説明では物価高騰対策である。それを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施するんだと、あくまでも趣旨は物価高騰対策であるということでもよろしいのかどうか、そこを確認させていただきます。

それと、各種メニューが上がっていますが、1度、2度見たことのある事業ばかりで、これを今回実施するということを決定した根拠というんですか、どういうプロセスでこの事業を実施していこうと決定されたのか、そこの検討過程というのを少し御説明いただけたらと思います。

とりあえず、今の2点、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目のながうらの浄化槽汚泥引抜消毒等業務委託料についての予算計上はという御質問についてですが、ながうらは昨年度末に下水道に接続をし直しました。当然ながら、当初予算において、使わなくなった浄化槽からの汚水の引き抜き、消毒等の予算は計上しておりまして、令和5年4月に入ってからそれを執行したんですが、汚水を抜いたところ、底部にかなりの砂が堆砂している。通常の使用においても砂はある程度入るんですが、砂の量が尋常ではないと言っていいほどの砂の量になっているという報告を受けました。これ、原因を探ってみますと、昨年度、そこへ流入する管路が破れて砂が流入したようです。それがかなりの量であったというふうに考えております。底部にたまった砂というのは、当初予算において想定しておりませんでしたので、その分の砂を廃棄物として処分する費用が追加で必要となったために令和5年6月補正にて計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から2点ほど御質問をいただいております。

まずはじめに、この交付金の使途といいますか、そういったことなんですが、国において電力・ガス・食料品等の価格高騰の重点支援交付金というものがございます。それが今回、本町に推奨メニューとして割当てが来ております。その割当てが8,555万2,000円という割当てで来ております。その予算配分から各部署においてそれぞれの部署で所管しておる事業者ないし、そういったところに割り当てるような案をそれぞれ提出をしてくださいという通知をしております。その趣旨に沿って、今回、それぞれの部署から提案が提出をされております。それを基に、町長、副町長以下、財政部局等と協議を重ねて、最終的には、今回上程しております補正予算の事業分として計上させていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御質問3点目のこういう支援をすることになった決定までのプロセスという御質問だったと思います。

当然、前回と同様な支援をするわけで、先ほど白鳥議員の御質問の中にもありましたので、御趣旨は御理解いただけると思うんですが、じゃあ、果たして前回やったものと同様のものでいいのかというのは当然検討はしております。ただ、全てにおいてその効果が出たと判定できるもの

と判定が難しいものも当然あると思います。例えば、漁業の燃油等の支援においては、データを取ってみますと、主に使用される軽油が令和3年度から令和4年度に5万4,000リットルも増えております。これは、燃料高騰している中でも給油していただいて漁業に励んでいただいた、ある意味、1つの実績というふうに捉えております。

それから、畜産業の経営支援についても、令和3年度から令和4年度にかけて飼育頭数がそれぞれ増えております。肉用牛については3頭、乳用牛については7頭、採卵鶏については6羽増えておる。この支援がこれの全て効果であるとは言い難いと思いますが、そういう傾向は出ているということは一定の効果があったのではないかという判断のもとに決定をしました。

それと、もう1点は、安易に前回と同じというふうに考えたわけではありません。今言ったような理由において検討したうえ、決定したわけですが、もう1つは、前回と同じ様式でやることによって、迅速に町民の皆さんに支出できるという判断も加えております。そういったもろもろのことを検討したうえで、こういう支援をすると決定した次第です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分からないんですが、歳入のほうで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっていますが、これが物価高騰対策の先ほど中元総務部長から説明があった物価高騰対策の交付金ということなんですか。ちょっと名称が違うので、意味合いが違うんじゃないかなと思うんですが、そこをもう1回御説明いただきたいのと、今回の各種メニューの中で、私、これ否定しているわけじゃないんですけど、ただ、今までやったものがそのままあがってきているような感じなので、そうじゃないよと、しっかり検討した結果だということなんですか、であれば、その検証の結果というのがまず出てくるべきものだと思います。それで、なおかつ、まだ必要だからこれでやると。要するに、この支援事業で私の考えとしては本当に効果があるんだろうかというのが1つ。

前回も言いましたけれど、もっと町としてやるべきこと、上乘せするべきことがあるんじゃないだろうかと思うんですが、その辺の検討も踏まえたうえで、もうこれで十分効果が出るんだという判断だということではよろしいのかどうか。

メニューの中で、国が指定して、これをやりなさいというものがあるのかどうか。これは全部、財源は別にして、町が考えたメニューということであれば、もっと検証結果を踏まえたリニューアルというんですか、支援自体が必要ないとは言いませんけれど、支援をするのなら、もっと効果が出るような、何らかの改良点というのがあるんじゃないのかなと思うんですが、それはもうないということでもいいんですか。これで十分なんだというところでもいいのかどうか。そこら辺をちょっと御説明いただきたいと思います。

だから、今の財源の交付金の内容というんですか。メニュー自体の独自性、国で指定したもの

があるのかないのか。このメニューで十分効果ができるというふうに町としては考えているのかどうか。その辺の御説明をいただきたいのと、もう1つは、物価高騰、新型コロナウイルス対策であるけれども、今の時期で新型コロナウイルス対策なのかなと思った。物価高騰対策が趣旨であれば、特定の業種だけを対象とするんじゃないじゃなくて、もっと幅広く包括的な支援策というのを講じる必要があるんじゃないかなと思うんですけど、物価高騰は全ての人に影響している話ですから、特定の業者にだけ目を向けて、ほかのところには目を向けないというのがずっと続くのかなと。それじゃあちょっと〇〇〇〇片落ちなんじゃないんだろかという面も、思いもありますので、その辺のお考えがあれば、町のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

最初に、予算の関係でございます。今回、町に割り振られた予算というのは、先ほど申し上げました重点交付金として推奨メニュー、先ほどから予算でそれぞれの事業の支援に対するお金が8,555万2,000円、それと、低所得世帯支援枠として8,019万4,000円、これを合わせたものが予算にあがっております。今まではそれぞれ別であったものが、1つのものとして町に入ってきておるといようなことでございます。

それと、この事業全てで町の事業、町というか——全て解決するのかという趣旨の御質問であったかと思えます。物価高騰、燃料高騰といいますか、そういったものについては、基本的には全体を解決できるのであれば、国の制度設計においてしっかりと議論していただいて、その制度にのっとった支援が一番いいのではないかというふうに思っております。その中で、町に割り振られた予算の中で、それぞれ1番影響を受けておられる方々がその事業者ということで判断してそれぞれ支援を行っているというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどから説明をさせていただいたとおりであります。予算組立てのプロセスというか、そういったところをお話させていただきますと、一番大きな狙いというのが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が国からの支援であるということ、これを早くスピードを持ってやらなくてはならないということ。そして、周防大島町の産業の形態がありますから、それに合わせたものをやっていくということを念頭に置いています。周防大島町独自の形、これが以前と変わりがないということはあるかもしれないですが、これ、各部署においてはしっかりと検討して、そして、スピーディーに早くというように、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、それぞれの状況をよく踏まえたうえでということ、これもあるんですけども、素早く皆さんに国からの支援を措置させていただくことによって、一番困っているところにまずお送りすることで、そこからじわじわと皆さんのもとに広がっていくということ

期待しているものであります。物価高騰はもう全体的な問題であります。ただ、今回のこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においては、適切な場所に適切に措置をさせていただくという判断でもってさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと行き違いというか、食い違いが、議論のすれ違いがあるようなんですが、さっき今御答弁で、国が設けた制度だから、それをそのまま実施するのが適正というような御説明もあったような気がするんですが、いや、それじゃあ、国はもう最低限の、全国一律ですから最低限の施策しか出せないんです。じゃあ、地方がどういった、地方に応じた、地域に応じた対策を講じるかというのは、もう地方の裁量でしかないんです。しかも、この交付金が、例えば、国がこの事業で使いなさいよというふうに決められているんだったら仕方ないです。それを流すしかないですけど、そうじゃなくて、もう地方で考えてくださいと、使っていますよと、地方のために使うという交付金であるのならば、地方で考えて、地方が支援、地方のこの周防大島町の方を支援するような施策を打たなきゃいけない。これがそうじゃないとは言いませんけれど、ただ、これまでも出てきた。検証もされていると。また同じものが出てきたということは、結局、検証の結果、もうパーフェクトだったと、これまでの施策はというようなちょっと信じ難いことになるんですけど、それでいいのかどうか、そこの説明が欲しかったんです。だから、検証の結果、もっとこうしたほうが良いというところが必ず出てくるはずなんです。そこを反映するのか反映しないのかはもちろん、町の裁量という部分もあるでしょうけれど、結局、国が用意した施策をそのまま地域に流すんじゃなくて、この自治体として、周防大島町としてこの制度を、交付金を利用して、活用してもっと地域にいき目の行くプラスアルファの部分を加えて、改良して、それで実施する必要があるんじゃないかと。それが周防大島町としての地域に対する責任でもあるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の御答弁が今までの答弁じゃあいただけていないので、どうも納得いかんと思うんですが、スピーディーにと町長が言われたように、それもあってしょうけれど、幾ら緊急性というか、スピーディーにといっても、それが実際に効果につながらないのでは全く意味がないので、幾ら早く出しても、早くすべきところは早くすべき意義はあるんですけど、それが全てじゃないので、その部分はしっかり検討して、だから、どういうふうな検討をされましたか。ここでこういう3回に限定された議論じゃなくて、もっとその検討、執行部の中でまずはそういう検討がしっかりされるべきであるし、それがされているのか。この結果を見ると、今までの施策がそのまま出てきている。しかも、物価高騰対策と言いながら、特定の事業者しか対処していないというのでは、どうも私としては納得いかないというふうな気持ちです。感想になりますけれど、もし何か答弁があればお願いし

ます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 幾つかちょっと御質問があって、抜けておったら申し訳ございません。あとまた教えていただければと思います。

1点は、田中議員もおっしゃられたように、国で決めた漁業者に配分しなさいよとかそういったものではない。もう当然、各自治体においてそれぞれ地域にあった、実用に応じた支援をしていく。大まかな枠組みはありますけれども、その個別の事業に対してというようなことはございません。

それとあともう1点、国が町に配分された金額で、その支援だけかというような趣旨の質問もあったかと思うんですが、今回は資料として事業の、財源のものの掲載をさせていただいております。当然、この予算の中には一般財源を4,000万円近く計上して、町としても財源を削ってでも、この物価高騰対策に充てたいというようなことも考えております。

実際は、その実績を基にこの一般財源というのは変わってまいります。しかしながら、現時点においては一般財源をつぎ込んででも、この物価高騰対策に充てたいというようなことでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 昨年に続き、漁業振興に大変尽力をいただきましてありがとうございます。昨年問題になりました船外機船等に対しても同じような公平な予算を組んでいただいて、大変ありがたく思っております。

実際に令和5年7月からやっていくと思うのですが、先ほど白鳥議員の意見にもありましたが、漁業者で漁船を持たずに漁業を操業している。自分の車を使って、例えばヒジキを取りに行ったり、素潜りをやっているという漁業者も何名か、十数名くらいいるのではないか。その人たちがどうなるのかということと、先ほどもありました船外機は持っているけれど、水揚げが確認できないとかいう部分ですよね。漁業協同組合の組合員として登録をして、漁船も船外機も持っているが、水揚げが確認できない。そういった細かい部分のところを、令和5年7月1日からであればそれまでに細かい指示なり、方向性を示していただければと思います。今言えるところがあれば。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御指摘ありがとうございます。先ほどの白鳥議員の御質問もそうですが、レアケースということがちょっと適切かは別として、そういった体系も個々に出てこようかと思っております。先ほど申しましたとおり、その部分については御相談をいただくことという部分は、要綱等でもきちんと定めたいと思っております。

ただ、今ちょっと懸念されるべきは、船外機を持っている、しかし漁獲はないというようなケースが、これを一律にやると本当に産業の振興、漁業の振興としての支援となり得るかということは、一考しなければならないかなと思っております。最終日、御議決をいただいた場合には、その辺の詳細を詰めた、またちょっと御相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） せっかく大変いい予算を組んでいただいておりますので、そういう細かいところで問題が起きないように早急をお願いしたい。

ちょっと個人的に思ったのが、町内に住む漁業者というところですが、今、山口県漁業協同組合を合併して、例えば柳井市とか岩国市に住んでいても組合員になれるんですね。実際、そういう方もおられます。そういう方が、船は当然大島郡の中の漁港にあって、そこから漁業に出ている場合もあるんです。それが燃油が1リットル20円引けるという分を、郡外の方は対象外という話になると、今、全部オートレジスターでカードをみんな持たせて、自分で注がせている。ということは、値段を下げたのに、その人たちには追加で請求をしなくちゃならないということもありますので、その辺もちょっと踏まえて考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第23、議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第2号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） それでは議案第2号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正は、水道管の移設にかかる負担金及び費用に関する補正予算の計上であります。

お手元の、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入額を72万6,000円増額し、4,289万9,000円とするとともに、既定の支出額を72万6,000円増額し、2億4,482万4,000円とするものです。なお、第2条本文において、不足する額の補填財源の内訳について改めることとしております。

また、第3条の利益剰余金の処分では、予算第10条の既定の繰越利益剰余金の額を改めるものであります。

補正予算の概要につきまして、御説明をいたします。2ページをお願いします。

収入につきましては、1款資本的収入2項負担金1目負担金1節負担金を72万6,000円増額するものです。これは、県道改良に伴う水道管の移設にかかる負担金でございます。

支出におきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目施設改良費18節委託料において、県道改良に伴う水道管移設に係る設計委託料を72万6,000円増額計上するものです。

なお、3ページ以降には、附属資料を添付しております。

以上が、議案第2号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第24. 議案第3号

日程第25. 議案第4号

日程第26. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第3号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止についてから、日程第26、議案第5号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第3号から議案第5号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第3号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

橘ウインドパークは、交流を主目的とした体育・文化活動等の拠点施設であるとともに、町民がスポーツやレクリエーションで活動できる公共施設でございます。しかし、築後30年以上が経過していることによる施設の老朽化や、少子高齢化等による人口減なども影響し、利用者が減少しております。このため、管理運営形態を見直すとともに、利用頻度の少ない合宿室やハングライダー施設等を休止し、原則、アリーナと多目的グラウンドのみの貸出しとしております。

橘ウインドパークのあり方については、令和4年第4回定例会において、行政・病院事業改革特別委員会から調査研究結果の報告があり、非効率である橘ウインドパークなど、事実上休止状態の施設は有効活用、利用転換ができるよう早急に具体的な検討を行い、現状を打開する必要があるとの提言がなされました。加えて、同定例会における補正予算議案において、利用頻度の少ない橘ウインドパークの将来的な施設のあり方について質疑があったところでございます。また、この2年の間に、民間活力で休眠状態の本施設を有効活用したいとの声が寄せられております。

このことから、橘ウインドパークのあり方について、庁内で協議検討をいたしました。他の用途にも活用でき、かつ民間事業者等への貸付が可能となるよう、本条例を廃止し、普通財産へ移行するとの結論に至りました。なお、近年の橘ウインドパークの利用形態は、定期的に使用する個人や団体はなく、利用のたびに申請がある単発での申し込みによるもののみでございます。

また、橘ウインドパークが位置する安下庄地区には、安下庄小学校や旧安下庄中学校があり、両校の体育館及びグラウンドは一般開放をしておりますので、橘ウインドパークを廃止しても、大きな影響はないものと考えております。

以上の理由によりまして、本条例の廃止については周知期間を考慮し、令和6年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第3号の補足説明であります。

次に、議案第4号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分として御承認いただいた令和5年4月1日に施行するもの以外のものについて、周防大島町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、個人の町民税の徴収の方法、個人の町民税の納税通知書、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

2点目は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、法規定の新設にあわせて新設及び法律改正にあわせて項ズレの反映を行うものであります。

3点目といたしましては、種別割の税率について、特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に伴う所要の措置を行うものであります。

4点目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、不正行為に係る再発抑止策が講じられたことに伴い、改正するものであります。

このほか、法律、政令改正等にあわせた改正や、条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対象表によりまして御説明をさせていただきます。

36ページ上段になりますが、条例第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、37ページ中段、条例第38条、個人の町民税の徴収の方法から、40ページ下段の、条例第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについてであります。令和6年度から個人の町民税均等割とあわせて徴収される森林環境税の賦課徴収の方法、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税の追加を行うなど、森林環境税の導入に伴う改正を行うものであります。

36ページ中段、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとなる法規定の新設にあわせて新設するものであります。

41ページ中段、条例第82条、種別割の税率についてですが、特定小型原動機付自転車の車両区分の創設により、現行の原動機付自転車から区分して、軽自動車税種別割の税率を2,000円とする規則改正にあわせて改正するものであります。

42ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてであります。不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げる法律改正にあわせて改正を行うものであります。

以上が、議案第4号の補足説明であります。

最後に、議案第5号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。

令和4年9月定例会において、東和学校給食センターの廃止に伴う同条例の一部改正議案の御議決をいただいたところでございますが、このたびは、令和5年3月末をもって休校から廃校となった情島小中学校にかかる規定を削る、周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正であります。

改正内容につきましては、第3条中「（情島小中学校を除く。）」を削るもので、本条例の施行を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第3号から議案第5号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第3号、質疑はございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 橘ウインドパークの件で質問したいと思います。私も行政・病院事業改革特別委員会の委員でございましたので、もちろん反対するものではないのですが、現在、休眠状態にある。この施設ができたのが確か平成に入ってすぐぐらいだったんだらうと記憶しております。できた当初は、大変にぎわってございまして、いろんな大会も行われておりましたし、確か音楽フェスティバルのようなこともあったのではないかなと記憶しております。休みの日なんかは結構利用されていて、ハングライダーが安下庄のほうを飛んでいるのをよく見かけた記憶がございます。

それがある時点からだんだん、何というか失速して行って、私の感覚だと合併した頃からなかなかという印象は持っているのですが、それは個人の印象なんです。ただある時点から、それがだんだん失速して行って、それで今回休眠状態で、条例も廃止するというようなことになった。

その条例の廃止自体に反対するものではないのですが、そこに至る過程です。そのところはどのように反省といいますか、反省までしなくていいのですが、どのように分析しておられるのか。どういった事情があって、だんだんこうやって失速していったのかということですね。どのように町としては分析しておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 利用者減について分析ということでございますが、実は教育委員会が所管するようになったのは、実は令和3年度、令和4年度と今現在に至っております。それ以前は、商工観光課が所管していた施設なんです。ちょっと過去の利用者の状況を見ますと、平成29年度、5年前は利用者が3,452人、これはアリーナと多目的グラウンドの利用者なんです。3,452人あったものが、コロナ禍ではあるのですが、令和3年度は58人、これは、多目的グラウンドとアリーナ合わせてです。それから昨年度は128人という状況になっております。

それでこれに令和2年度以前は、先ほど補足説明でもありましたように、宿泊関係のエリアの

使用、またハングライダーの施設の人工芝のところ辺りの活用があって、それなりに平成29年度等は3,500人弱の利用があったようですが、これがだんだんと、新型コロナウイルス感染症前の令和元年は2,677人という形で、どんどん減ってきているというところで、これにつきましては、利用者減についてどういうことでそういうふうになったのかというのは、地域の利用していた方がだんだん少なくなってきた。これはどこの施設でも言えることではあるんですが、町内のどの施設でも言えることではあるんですが、そういったことも影響しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 先ほどの説明でも、人口減によりという御説明ございました。けれど、それだけで、人口減だけでそんなに急激に減るものかなというのが、やっぱり私も疑問としてあります。ここのところは、やっぱりしっかりと過去に遡って調査して、何らかの記録というものを取って、なぜそうやって減ってきたのかというところを明らかにしていただきたいと思います。これはもうすぐでなくても構いませんので。

やっぱりそこを明らかにしておかないと、町の中にもいろんな施設がございます。そういったところがじゃあ同じような道をたどる恐れがあるんじゃないかと、住民の方も不安に思う方が多くいらっしゃると思います。私もそういった声を実際に聞きますし、そこはやっぱりきちんと調査して、その数字だけでなく、じゃあなぜそうなったのかという理由まで、しっかりとそれぞれの局面において考察していただきたいと思います。

過去に目を向けないものは未来に目を向けることもできない、というそういう言葉もあります。やっぱりこれをしっかりと検証して、将来こういったことが起きないように1つの目安としていく、そういうことが求められると思いますので、ぜひここはしっかりやっていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 2点ほどお聞きしたいことがあったんですが、1点は今、山根議員の質問でよく分かりました。1点、民間活力でということで大変結構なことなんでしょうと思います。それと減ったというのは、当然新型コロナウイルス感染症が影響しているのは間違いない。そして再利用していきたいということも、大変結構なんでしょうと思います。そして、そういった中で、宿泊施設とかこうあった中で、今後どのようなことをやろうとしているのか、ちょっと知りたいんですけど、これも差し支えない範囲で、もしよければ御回答お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 民間施設というか民間活力を使つての跡利用的なもので、その要望というか、そういった声はどういうふうな内容だろうかという御質問だと思いますが、これについては建物のみを活用したい、それから総合的に活用したい。また多目的グラウンドというか、そういう広いところ、多目的グラウンドですけれども——を活用したい、ちょっといろいろございましたが、本当に概要をお聞きしたということで、詳しい、例えばもういきなり提案書みたいなものを持ってこられたわけではございません。正式なものではないというか、こんなことに活用してみたいんだけれどもというふうな相談的なことでもございました。

ただそういったことが複数の方からございましたので、ちょっと一応正式なものではないということで、ちょっとこの場での御答弁は控えさせていただきたいと思ひます。すみません。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。私もずっと前からソフトバレーとか剣道とかで、いろいろ大変お世話になっております。ぜひとも民間活力で有効活用していただけたらと思ひます。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） お2人の先ほどの質疑を踏まえたうえで、私からも何点か質問、確認等をさせていただけたらと思ひております。

1点は、橘ウインドパーク、スカイダイビングなどが着地する地点ということで、近年は既にその利用は停止していたということなんですけれども、こちらとセットになっている嵩山にあります出発点、こちらとその着地の点というのはある意味一体的な施設だと思うんですけれども、こちらのほうを今後どういうふうにしていくかというようなお考えがあれば、お伺いをさせていただきます。

また条例廃止の理由につきまして、先ほど副町長からも御説明ありましたし、資料のほうでもいただいております。利用者が減っている。議会の行政・病院事業改革特別委員会からも提言がなされている。また民間で使いたいという声がある。それを理由として、今回の廃止の案を出されたということになっておりますが、何度も読みながら考えたんですけれども、これが理由と言えるのかどうかという疑問が大変ございします。

利用率が低く、議会から有効活用の提言がなされ、使いたいとの民間の声があつたうえで、執行部内で協議検討したとおっしゃいましたが、この庁内でどのようなことを検討して、さらには今後の方向性をどう想定したうえで廃止案の上程に至つたのか、そこを詳しく教えていただけたらと思ひます。

先ほど木谷教育次長の御説明の中で、竹田議員への回答を伺っておりますと、民間の方からこういう要望があるけれども、詳しくは分かっていないということをおっしゃってございました。と

いうことは、ひるがえって考えますと、町としての方針はなく、民間がいいように使ってもらったらそれでいいというようにも聞こえてしまいました。

本来、ここは交流施設ということで、重要な役割を果たしてきた場所でございます。30年たって老朽化が進んだと言いますけれども、それはメンテナンスを適切にしていなかったからこそ、今のような状態になっているとも言えます。これまでのことを検証することが必要というふうに、山根議員もおっしゃっていましたが、本当にそのとおりで、どういった経緯でここまで来てしまって、今後どのようにしていこうかというところを、庁内で検討されているはずだと思いますので、その辺りのことを確認させていただけたらと思います。

以上2点です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず1点目の嵩山のランチャー台と一体的な施設で、どのようにそれを考えるかということでございます。確かに言われるように、ランチャー台から飛び立って、着地点が今の多目的グラウンドとなっているような活用を、今までしてまいりました。実は、これは今後というか、これまでもだったんですけれども、ランチャー台は現在、商工観光課所管で管理されているというところもございますので、商工観光課も含めていろんな協議等、どうしていこうかということも含めて協議をしてまいりました。

そういったことで、今後どうしていくかということについては、確かに今インスタグラムとかでもよく写真が撮られているという話を聞いていますし、ただ今、入れないようになっていますので、申し訳ないんですが、自分がそのランチャー台の状況、要するに傷んでいる状況といいですか、きちんとなっているかもしれませんが、そこら辺の状況も分かりませんが、そういったことについてまた商工観光課等とあわせて考えていきたいというふうに思います。

それと庁内でどのような協議をしてきたかということですが、先ほど申しましたように、今の状況、まったくほぼ活用がなされていない状態の建物というか、施設をどうしていくかということで、正直いろいろ困ってまいりました。施設を廃止するというのは大きなことですので、非常に困っておったんですが、先ほど、ちょっとこの場では申し上げにくいというふうに民間活力の形のことを申し上げましたが、要するに廃校施設の募集等々と同じ考えでいけないかというふうに、私は思っております。

要するに、令和5年6月から森野小学校と城山小学校の跡利用について公募をかけておるわけなんですけど、それと同じような形で意見というか、活用したいという話を聞いてみたいというふうに考えております。そういったことをいろいろ庁内で検討して、今のままじゃなくて、きちんとした形、今はきちんとしていないようですが、そういった形で跡利用をできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。こちらの施設全体について、社会教育課だけで答弁いただくということ自体になかなか難しいところがあるのかなというふうに伺っていて、感じております。

1点、嵩山のランチャー台との一体な関係をどう考えるかという点につきましても、商工観光課が嵩山のランチャー台は管理されているので、協議はしてきたとおっしゃっていましたが、それをどうしていくかはまだ決まっていないというふうに受け止めざるを得なかったもので、どういった協議がされたのかなというのはちょっと疑問に思いました。

また、今後、民間にというところは庁内全体で検討されて、恐らくある指針か何かに基づいて検討を進めていかれたんだとは思いますが、こちらについては、また今回一般質問でいろいろお伺いしようかなというふうに思っております。

また1点、副町長の御説明で、今回あげたのは周知期間を設けて、実際に廃止するというステップを踏みたかったからというようなお話がございました。1点気になったのが、こちらの施設が選挙会場でありますとか、税務申告相談、土砂災害の避難場所、津波・洪水災害の緊急避難場所、また、みなとオアシスの一角になっていたりとか、AEDが設置されていたりでありますとか、交流施設としての機能以外もかなり公共な役割を担っている部分かと思いますが、条例が廃止された後、こういった機能というものは近隣のどこかに移すのか、どのようにされるのか、現時点で何か想定をされていることがありましたら、教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 橘ウインドパークについては交流施設、今は、実はアリーナと多目的グラウンドだけなので、文教施設ということで、今社会教育課が所管しているわけなんですけど、そのほか、今おっしゃられた選挙の投票所になっていたりという活用も、確かにされております。それにつきましては、今後の課題の1つにはなるんですが、そうなるかどうかは分かりませんが、学校の跡利用を今進めている、これまでも安下庄中学校と油田小学校の跡利用の公募等をしていましたが、その中の要件で、一部施設については使用ができるようにというふうな要件をつけさせていただいたこともございます。

ただ、そういうことができるかどうかというのは、今後の課題になろうかと思っております。ただ周りには、先ほども申しましたが、公共施設的なもので、文教施設的なことしか言いにくいんですけども、学校施設、それから公民館、総合センター等々の施設もございまして、そういった施設のあり方も含め、要するに横のあり方というんでしょうか——も含めて今後の検討する内容

になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これ条例廃止で令和6年1月1日にもう施行期日が決まっています。これでもう廃止してしまうんですから、今年末までにどういうスケジュールで活用するって書いてありますので、その活用策を決めるのか。先ほどからの答弁では、何かきちっと説明できないみたいなことを言われていましたけれど、それを説明できないと、この令和6年1月1日に条例廃止をするということは決められませんよね。せめてこれからどういうスケジュールで活用策を決めていくのか、そこら辺は説明できないと、条例廃止の議論にはならないと思うんですが、その辺ちょっともう1回御答弁ください。もう1回というか、私ははじめてですが、その辺を御答弁ください。

それと教育委員会だけでなくいいんですが、商工観光課の所管だったということで、その時代も含めて、これまで利用者減に対応するための努力、町としての対策を具体的にどういうことをやってきたか、それを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 条例の施行が令和6年1月1日ということで、これからだと約半年間で廃止が施行されるということについて、それまでの間に具体的な方向性を示すことができるのではないかと類いの質問だったと思いますが、先ほど申しましたように、学校の廃校施設の利活用も同様というふうに思っているのですが、まず条例の廃止によって行政財産から普通財産へ移行されますが、実はその後に、今回最終日に御議決いただければの話ですが、その後に具体的な運用等について検討していくと、深い検討をというふうに考えております。

これにつきましては、これから令和4年12月定例会に、先ほども補足説明でもございましたが、行政・病院事業改革特別委員会からウインドパークを含めて、要するに休眠状態である施設については有効活用を検討すべきだと、これは早急に検討すべきだという御提言もいただいております。こういったことも踏まえて、また社会教育課が所管するようになった令和3年度以降ですか、それまでも商工観光課のほうにはあったかもしれませんが、令和3年度以降に民間の方から使用できないかなというふうな御相談も受けておりますので、半年前に行政・病院事業改革特別委員会からそういうふうな御提言をいただいたということで、半年たっているのにスピード感はないかもしれませんが、第一段階として、第一ステップとして、まず条例廃止の対応をこのたびしたいというところでございます。

要するに、先に具体的な方針、なかなか難しい問題なので、方針をある程度示すと、やはり廃止ありきというふうなことで誤解を招いてもいけませんので、まずは廃止をして、これから本当

に具体的な深い検討をしてみたいというふうに考えております。

これまでの努力ということもございましたが、人がなかなか活用していないという意味での、それに対しての解決策ということだと思わすけれども、なかなかやはりフルに管理人がいた頃と令和3年以降の現状では違いますし、また、安下庄地区には体育館とかグラウンド等の学校施設等々がございますので、そういった重複しているところもあるということで、なかなかいい方向にはならなかったというのは現実の問題で、これからただ民間活力、行政ではなかなかしにくいことについて、民間活力でどうかならないかというところで、このたびの条例廃止の議案を提出させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、令和5年12月末までにどういうスケジュールで、どういう方法を持って、何か意見を聞いてとかいうそういう漠然とした話じゃなくて、どういうスケジュールでどういう内容、方法を持ってこの活用策を決めていくのか。ちょっと今の御答弁だと、この条例を廃止議決しても、今後の検討結果によっては廃止を取り消すというんですか、そういう可能性もあるということですか。そこを今後の令和5年12月末までにどういうスケジュールで、どういう方法を持って決めていくのかというぐらひは決めておいて、今回の条例が出たんじゃないですか。そこら辺も考えずに、何のめどもなくこの条例を出したとするのであれば、そんなものは議会に対してもちょっとそれはあり得ないんじゃないですかね。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 条例が施行される令和6年1月1日までに、どういうふうなスケジュール間で活用策を決めるのかということでございますが、今、協議の中で考えているのは、要するに貸付的な形で跡利用が民間の方で対応できないかということを一応考えております。要するに、売却的なことは考えていないということで、今の施設をどういうふうに使っていただけるかということを考えているということですが、このスケジュール間というか、またそうは言ってもこれからの話であるというとおかしいんですが、学校の閉校の学校の跡利用ということであれば、先に学校であれば閉校ということを決めて、それから跡利用というふうなステップで進めるわけですが、今回まずこの条例を廃止して、それから次のステップということで、前回の、先ほども申しましたが、油田小学校と安下庄中学校の跡利用についても相当の検討を教育委員会のほうでして、進めているということもございますので、このたびもこれからある程度の時間をかけてどういうふうにしていくか、基本的には先ほど申しましたように、貸付の形で、ただどういうふうな形がいいのかということもありますので、これからその辺はよく検討してみたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 貸付ということは、要するに無償貸付をするということのように受け止めました。であれば、廃校活用と同じようにということなので、じゃあ公募をするんですね。廃校活用と同じようなプロセスでやるのであれば、今から公募をして、活用策を募集をかけて、その結果によって審査をして、相手方を選定して、それで無償貸付をするということになるのか、それを説明してくれって私は言っているんですけど、さっきから。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 内部協議をしている結果から言いますと、無償貸付の形で公募ができないかというふうに考えてはおります。スケジュール間については、これから、先ほど申しましたように内部協議、教育委員会だけで決定する内容でも当然ないと思いますので、庁内で広く、深く調査検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部から、記載誤りの訂正の申入れがありますので、これを許します。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第2号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告についてでございますが、記載誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思えます。

3ページの繰越明許費、繰越計算書の提出日でございますが、令和5年6月9日とすべきところを、誤って令和4年6月9日と記載しておりました。大変御迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） データの上書き更新をさせていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、先ほどの田中議員の質疑の中で不適切な表現があったという申出がございましたので、これを田中議員に訂正させていただきたいというふうに思っております。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの質疑の中で、一部配慮を欠く表現がありました。これについて型落ちに訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） よろしくお願ひします。

それでは、引き続き質疑を行いたいと思えますが、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第5号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第3号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止についてから、議案第5号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、6月21日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時03分散会
